

鬼北町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

鬼北町教育委員会

目 次

1	計画の趣旨・現状	2
2	目標	2
3	計画の期間	3
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	4

1 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）第8条に基づき策定するものである。

鬼北町立学校の教育職員の業務量管理及び健康確保を図ることにより教育職員が心身ともに健康で、自分自身の能力を発揮し、教育の質の向上に専念できる環境を整備することで、子どもたちの学びをより充実させることを目的とする。

(2) 鬼北町の現状と課題

本町では、これまでも「鬼北町立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」に教育職員の在校等時間の上限を規定し、業務量の適切な管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月35時間	10.7%	3.6%
中学校	月63時間	62.5%	33.3%
全体	月43時間	26.3%	12.5%

時間外在校等時間が45時間を超える全体の割合が26.3%となっており、80時間を超える割合は12.5%となっている。これは、生徒指導上の諸問題による児童生徒や保護者への対応、部活動や課外体育の指導、校務分掌の多さなどが主な原因と考えられる。これらの業務の負担を軽減することで、本来の教育職員の業務である教材研究や授業、学級経営のための準備時間を確保し、教育の質の向上を図る必要がある。

また、業務の削減・精選と合わせて、一部の教育職員に負担が集中しないよう業務の平準化を進めることも必要である。

こうしたことを踏まえ、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。【カッコ内は令和6年度の数値】

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1か月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。【73.7%】
- ・1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。【約43時間】

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%まで減少させる。【10.7%】
- ・ストレスチェックにおいて仕事に対する満足度や働きがいを感じている教育職員の割合の向上を目指す。

3 計画の期間

令和8年度～令和10年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務（負担軽減・外部委託等）

- ◇ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
 - ・ 保護者、地域住民、関係団体等による見守り活動を推進する。
- ◇ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等学校では対応が困難な事案への対応
 - ・ 勤務時間外の電話に対する自動応答システム活用の推進を図る。
 - ・ 苦情等に対応できる体制づくりを推進するとともに、学校が専門家を活用できる環境を整えることにより学校を支援する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ◇ 調査・統計等への回答
 - ・ 校務支援システム等を活用することによって、学校に発出される調査・統計等への回答に係る事務負担を軽減する。
- ◇ 部活動
 - ・ 中学校部活動の地域展開を推進する。平日の部活動については、活動時間や休養日等の適正化を図る。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ◇ 授業準備、学習評価や成績処理
 - ・ 校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
- ◇ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応
 - ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関等との連携を強化し、組織的な支援体制を構築する。
 - ・ 支援スタッフの配置拡充を図る。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図る。

ア 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

イ 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

ア 時間外在校等時間が月80時間を超えるなど長時間労働による過労が疑われる職員やストレスチェックにより高ストレスが認められた職員へは、管理職の面談・指導を行う。

イ ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。

- ウ 心身の健康問題についての相談窓口を設置し、全職員へ周知する。
- エ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- オ 長期休業中の一斉閉庁日の設定を継続するとともに、令和8年度中に、学校における定時退校日を週1回以上設定するよう推進する。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、所管する学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、定例の教育委員会において報告することとする。
- ・ 時間外在校等時間に係る目標の達成状況については、本町で導入しているグループウェアの出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本町が実施するストレスチェックの結果から把握する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り、指導等を実施する。特に時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、町長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。